

声 明

本日、大津地裁は、関西電力株式会社がしていた平成28年3月9日付仮処分決定（以下「原決定」という。）に対する異議申立てを退け、原決定を認可する旨の決定（以下「本件決定」という。）をした。

関西電力株式会社は、異議審においては、従前の主張を整理し直ただけで、新たな主張立証をせず、早期の決定を求めた。本件決定は、当然の決定ではあるが、原発のない日本を希求する滋賀県民、日本中の人たちに希望をつなぐ意義深い決定である。

本件決定は、福島事故の原因も判っていないのだから、新規制基準に適合しているからといっても、それだけでは安全だとは言えず、社会において許容されないと述べた。その上で、少なくとも、規制がどのように強化され、関西電力株式会社がどう応えてきたかの主張疎明は安全性担保の第一歩であると指摘した。まさに、福島事故の教訓に正面から学ぼうとした決定と言えよう。

原決定がなされた後、伊方原発3号機の再稼働に向けての手續が着々と進められ、高浜1、2号機の40年を超える運転が許可される等、原子力ムラは、なりふり構わず原発再稼働路線を貫こうとしているが、他方で、伊方3号機の運転禁止を求める本訴が広島地裁、大分地裁に、仮処分が、広島地裁、松山地裁、大分地裁に申し立てられ、高浜1、2号機の運転延長許可の取消し等を求める行政訴訟が名古屋地裁に提起される等、原発のない社会を求める市民の運動は大きな広がりを見せている。この時期になされた点においても、本件決定の意義は計り知れない。

熊本地震は、地震について科学が解明していることは、まだまだ一部であることを如実に示した。これが契機となって島崎邦彦前原子力規制委員会委員長代理は、高浜原発の基準地震動の策定にも使われている入倉・三宅の式が地震の規模の過小評価を招くことを明らかにして、警鐘を鳴らした。新規制基準が抱える問題点は、どんどん明らかになってきている。他方、この夏、関西電力の原子力発電所は一基も動かないが、政府は、国民に対する節電要請すらしない。原発が生み出す電力は、日本の社会にとって必要ないのである。

関西電力株式会社は、本件決定を真摯に受け止め、若狭湾岸の原発の運転を断念するべきである。我々は、関西電力株式会社が本件決定に対して保全抗告をしたとしても、大阪高裁における勝利を勝ち取るために引き続き力を尽くす決意である。

以 上

2016年7月12日

大津地裁高浜3、4号機仮処分申立事件
申立人、弁護団一同